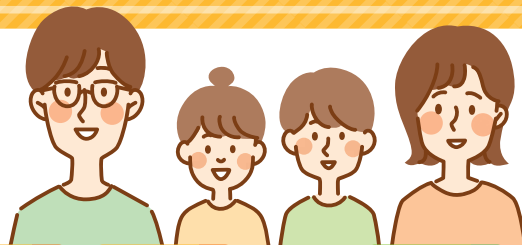


豊中市の



みんなで取り組もう！
受動喫煙対策！

たばこのルール について知ろう！

施設ごとのルール

市が管理する施設

建物及び敷地は喫煙禁止

対象施設

本庁舎・市役所別館・千里文化センター・庄内コラボセンター・こども園・小中学校・図書館・公民館・体育館・文化芸術センター など

一部施設では、市設置の喫煙所を利用できます。

※市以外のものが管理する施設との共用部分は除く。

医療提供施設

建物及び敷地は喫煙禁止

対象施設

病院・診療所・助産所・薬局・施術所・介護医療院 など

※一部例外あり。

駅周辺

路上喫煙禁止区域内は喫煙禁止

対象施設

11駅（豊中・千里中央・庄内・柴原阪大前・岡町・少路・桃山台・螢池・曽根・緑地公園・服部天神）周辺の区域

喫煙する時は、市設置の喫煙所を利用してください。

公園・屋外競技場

路上喫煙の禁止

飲食店・事業所 など

屋内は原則禁煙

屋内での喫煙は、喫煙室（喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室）の設置が必要です。

※飲食店は一部取り扱いが異なります。

小規模の既存飲食店 の場合

経過措置

小規模の既存飲食店で、店内喫煙を選択する場合は、喫煙可能室を設置できます。

※喫煙可能室を設置する場合は、保健所へ届出が必要です。



経過措置の詳細はこちら ▲

その他のルール

施設の出入口の標識を確認して、望まない受動喫煙をなくそう！



20歳未満は
立ち入り禁止！

20歳未満の方は、喫煙を目的としない場合でも喫煙エリアに立ち入ることはできません。



飲食店は
禁煙標識の
掲示も！

飲食店は、禁煙か喫煙室を設置しているかについて店頭に標識を掲示しなければなりません。



喫煙可能な
施設では
標識掲示は義務

施設内に喫煙室を設置している場合は、喫煙室の出入口と施設の主な出入口に標識を掲示しなければなりません。

喫煙ルール遵守のお願い

- 喫煙ルール（たばこのポイ捨てをしない・携帯灰皿を使用する など）を守りましょう。
- 路上喫煙禁止区域内にある市設置の喫煙所を利用される場合は、喫煙所の外にはみ出さないようにしましょう。

禁煙支援

- 豊中市ホームページに「豊中市内の禁煙治療を行っている医療機関」を掲載しています。
- 禁煙に興味のある方は、直接医療機関へお問い合わせください。
- ご自身でホームページを確認することが難しい場合は、健康推進課へご相談ください。

医療機関リストはこちら ▶



お問い合わせ

豊中市健康医療部健康推進課（豊中市保健所内） TEL:06-6152-7352